

第2章 大学紛争下の熊本大学

第1節 熊本大学紛争

1 大学紛争の背景

大学紛争の発端は、1965（昭和40）年の慶應義塾大学での学費大幅値上げに抗議する集会であった。翌年には早稲田大学・明治大学・中央大学でも学費値上げ反対運動が起こり、キャンパスがバリケード封鎖され、学生に占拠されてしまった。早稲田・明治の両大学ではストが長期化した。機動隊導入によりバリケードが解かれ、結果として学費は値上げされた。一方、中央大学では値上げは白紙撤回された。1968（昭和43）年に入ると紛争は全国に拡大した。この紛争の中で注目されるのは、学生会館や学生寮の管理運営権をめぐる大学と学生との対立であった。学生側は会館の自主的管理運営権を主張し、大学側は学生代表を運営に参加させてもよいが建物の管理権を渡すことはできないとする対立である。

紛争は学外にも広がり、佐藤栄作首相の東南アジア訪問阻止、訪米阻止を狙った羽田事件では、学生と警官隊が衝突して死傷者を出した。

1968（昭和43）年には日本大学や東京大学など全国51の大学に紛争が広がり、1969（昭和44）年1月の東京大学安田講堂の学生の占拠が警察の手で解除されると、京都大学にも紛争が波及した。また、東京大学・東京外国語大学・東京教育大学では1969（昭和44）年度の入学試験が中止されるなどの異常事態となった。

こうした大学紛争の背景について、草原克豪はその著作の中で「社会の変化に対応できない旧態依然たる大学の姿があり、問題を処理する当事者としての組織管理能力を欠いた大学の姿があった。そうした状況をもたらした最大の要因は、大学の大衆化であった」と指摘している¹。

2 学生運動の拡大と紛争の発端

1965（昭和40）年5月20日、本学学生会館の第1期工事が完了した。しかし、この学生会館運営委員のメンバー数をめぐって大学側と学生側の意見が一致せず、6月10日になってようやく開館の運びとなった。

1967（昭和42）年には、学生寮の炊事婦の公務員化をめぐって寮生が大学側と対立し、6月12日に学生5名がハンストに入り、同月21日に女子学生2名が倒れる事態となった。これを機に事態収拾のため、寮問題や学生の厚生関係の窓口となる学生部委員会が新設されることになった。また、11月30日には医学部学生の約150名が登録医師制に反対してデモを行った。

更に1968（昭和43）年には、米国の原子力空母エンタープライズの佐世保入港阻止を叫んだ学生らが入港反対デモに参加した。

炊事婦の公務員化について大学側は、再三にわたり寮生と交渉を行ったが合意に達せず、1968（昭和43）年2月28日付で学友寮及び女子寮代表に電水料金不払分を即刻納入するよう促し、納入しない場合は電気の供給を停止すると通告した。そして3月7日午後11

時頃から学生寮代表との話し合いを行ったが、8日午前4時過ぎになっても結論が出なかった。その中菅田敏雄委員長が高血圧で倒れ交渉は決裂した。そこで大学側は、翌9日に送電を停止する措置をとった。

一方、医学部においては12月12日、無給医局員や学生による医局改善要求統一集会とデモが行われた。13日午後1時から、約1,000名の学生が黒髪キャンパスの学生会館前において「定食値上げ阻止」「学長交渉実現」をスローガンに総決起集会を開いた。

生協が設立される以前の本学では、食堂経営や文房具・日用品の販売、受験生の宿泊斡旋等は任意団体である熊本厚生組合によって行われていた。

1966(昭和41)年6月頃より生協設立の動きがあり、正式には10月4日付で設立趣意書及び定款案が学生部に提示された。学生部では、①美観をそこなうような貼紙はしないこと、②許可を得ないで使用している場所から立ち退くことを条件とし、これが守られない限り話し合いに応じないという態度で臨んだ。その後11月28日に、生協法人取得と東光会館食堂閉鎖問題をめぐって、学生が10時間にわたって学生部長等をかんづめにして団体交渉を迫った。事態を重く見た大学側は、学生部が12月6日から7日にわたって厚生組合(生協設立発起人代表・山内一男法文学部教授)と生協設立についての話し合いをもった。こうして1967(昭和42)年2月17日に確認書、並びに了解事項の2通の文書を取り交わし、県知事の認可を経た6月に熊本大学生協同組合が設立された。

その後、生協側は、1967(昭和42)年6月17日の第1回総代会において、①学長確認事項の完全執行、②理工地区厚生センターの獲得、③消費者米価、授業料値上げ阻止などの活動方針を決定し、大学側と交渉していくことになった。これに対して大学側は、同年12月に評議会第三部に特別委員会(三特委)を設け、生協との交渉にあたることになった。この三特委の位置づけについて、大学側は、法人である生協への援助はできず、ただ、福利厚生的一面から援助可能なものについて迅速に対応する組織であると考えていたのに対し、生協側は三特委を大学代表と受け止めていた。

生協は1968(昭和43)年5月25日の第2回総代会において、①水道光熱費、授業料各種学校納付金の徴収に反対するとともに、受益者負担原則に反対して闘う、②理工地区厚生センターの建設を勝ち取る、③厚生関係予算の設置を要求するなどの活動方針を決定した。7月25日に三特委との交渉が行われ、定期的に交渉の場を持つことが確認されたが、8月の夏季休暇、また9月は委員の海外出張・学会出席等が重なるなどして委員が揃わないこともあって交渉が行われなかった。このため生協側は9月12日に忽那将愛三特委員長に交渉を申し入れ、第3水曜日を交渉日とすることで合意したが、10月1日付で忽那委員長が学生部長に就任し、その後任は11月11日の評議会で決定されることになったため、この間交渉が行われることはなかった。

三特委への不信感を募らせた生協側は、学長との直接の話し合いを申し入れたが、大学側は三特委が交渉にあたることとして学長との交渉斡旋はできないと拒否した。この回答を不満とした生協側は、11月19日に柳本武学長あてに公開質問状を提出するとともに、組合員に対してこれまでの交渉経過を公表した。

大学側は11月29日、この公開質問状に対し、生協側が要求する定食値上げ阻止のための水道料・光熱費の国庫負担に対して、大学は法令その他の指示に従うほかはなく、特に光熱費については生協設立の確認書及びこれに伴う了解事項にも明記されているとおり「受

益者負担」の原則は当然守られるべきであるとの回答を行った。

これを不満とする生協側は12月2日に決起集会を開き、学長協商を要求して大学本部に押しかけ、6日夕方から7日かけて座り込みを続けた。この事態を重視した大学側は12月9日に臨時評議会を開催し、現段階で生協側と交渉する意味が見出せないとして一般学生や教職員に対して実情を訴えることを決め、直ちに文案を検討した上、同日付で三特委名のピラを配付された。

一方、生協側は12月10日に決起集会を開催し、翌11日、これ以上の交渉拒否は泥沼の大学紛争に陥りかねないため、交渉の期日及びルールを決めて公開交渉を行いたい旨を柳本学長に対し申し入れた。

この申し入れを受けた学長は、事態の悪化を防ぐためとして平和的交渉の予備折衝に応じることを決断し、14日に行われた予備折衝において確認事項が取り交わされた。

これにより12月20日に公開交渉が実現することになった。その前日の評議会において、不測の事態に備えて学長代理を設けることとし、地理的な関係から工学部長を学長代理とすることが了承された。

第1回交渉は午後1時から学生会館ホールで開始された。生協側は水道光熱費の大学負担及び理工地区での厚生センター設置を要求したが、大学側は、大学経費で法人である生協の援助はできず、また交渉は特別委員会を窓口とすることを主張し、夜間に及んでも合意できなかった。午後10時半には柳本学長の容体が悪化し、医師団の診断の結果、直ちに救急車で附属病院に搬送された。その後、収拾策が話し合われ、次の交渉を23日午後1時から行うことになったが、学長の容体が回復せず中止された。この中止については同日の午後1時30分に医師団から報告されたが、生協側は、報告に大学側から1人の出席もなかったことを事実上の交渉拒否と受け取め、大学当局への抗議集会に切り替えた。

翌24日に第2回学長交渉が行われたが、柳本学長の容体が再び悪化したため、医師団の判断で学長は退場し、忽那学生部長が学長代理として議事を続行した。

1月28日になり、午後1時から学長交渉が開始されたが、忽那学長代理の健康状態に配慮して休憩を挟んだ後の交渉再開後に学長代理の容体が悪化し、ドクターストップがかかり交渉は中断せざるをえないとして大学側は退場した。

3 熊本大学紛争の本格化

交渉の中断は大学側の一方的判断であるという生協側の主張に同調した多くの学生により即日抗議集会が開かれ、その後の対策が話し合われた。

そして1月31日、教養部においてスト権確立投票が行われ、投票総数2,106のうちスト賛成1,672、反対407という圧倒的多数でスト権が確立され²、2月1日からストライキに突入した。翌2日には法文学部も投票総数568中スト賛成401、反対161でスト権を確立、同日午後9時からストライキに突入した³。

2月10日に熊大全学統一集会在、13日には学生総決起集会が開かれた。同月16日、工学部においてもスト権が確立したが、学生側が要求していた予備折衝申し入れを大学側が了承したため、スト権行使は一時保留となった。しかし、学生・大学双方から選んだ司会者による予備交渉と公開交渉を行いたいとした大学側に対して、学生側は分断策として無条件交渉を主張したため、工学部も24日からストライキに突入した。この間、柳本学長は休

職願いを提出して自宅療養中であったため、2月12日に荒木雄喜教育学部長を学長事務取扱に選任した。荒木学長事務取扱は同月20日の午後7時30分から学生部委員会を開催し、工学部連絡会議特別委員会への公示文について了承を得て、21日には、公開交渉をみのもり多い話し合いにするためにこれに先立って十分な予備折衝を行いたいという旨の公示を出した。予備折衝は25、26の両日に事務局会議室で行われ、公開交渉を27日午後1時から6時まで中央講堂で行うことで合意した。こうして27日に第4回公開交渉が再開されたが、荒木学長事務取扱をはじめ多数の評議員がドクターストップとなり、交渉は中断された。

その後3月1日午後1時から開かれた第5回公開交渉において大学側は、水道光熱費の負担拒否の理由として予算に限度があると発言した。これに対し学生側は大学の経理公開を要求したが、大学側が即答を避けたため紛糾し、2日未明にまで至る長時間の交渉となった。午前2時10分となり一旦休憩に入ったが、15名出席していた評議員のうちの12名がドクターストップとなり、交渉再開を条件として午前5時に交渉が打ち切られた。

このような中、3月3日午前9時30分から行われた入学試験は、さしたる混乱もなく平穩に終了した。しかしその後の工学部大学院修士課程第2次募集の土木と電子工学専攻にそれぞれ受験を希望していた2名の自衛官が、14日の試験当日、「このような環境ではたとえ入学しても研究の成果はあがらないだろう」と学内の事情を説明し受験を辞退しようとの福井武弘工学部長の要請を受け入れ、受験を辞退した。自衛官の入学拒否は東京都立大学の夜間部から始まり、その後全国の大学に波及していたが、それが熊本大学でも起こったということでマスコミが入学拒否と報じた。防衛庁は、これを自衛官入学拒否として、事実関係を文部省に確認するとコメントした。しかし、大学側は、試験前に2人に了解してもらったのであって、決して拒否したわけではないと釈明した⁴。

一方、3月6日に予定されていた公開交渉について大学側は、評議員の健康回復が思わしくないという理由により延期を申し入れた。学生側は13日に交渉を再開するよう要求したが、大学側はこのような公開交渉の反復は疑問として、交渉の続行を断念するという見解を示した。

こうした大学側の対応を受け、それまでは態度を保留していた薬学部が、3月15日にストライキに突入、翌16日には教育学部もストライキに突入した。学生ばかりでなく、法文・理・教養などの学部教授会も評議会に対して批判の声明書を発表した。

このような異常な事態の中で、3月25日に熊本市民会館で行われる予定であった1969(昭和44)年度の卒業式は中止された。学長事務取扱をはじめ、評議員など多数が体調を壊し、入院あるいは自宅療養中であることがその理由であった。卒業式の中止は20日の持ち回り部局長会議で決定され、卒業証書は各学部ごとに学部長が授与することになった。しかし、学部統一の卒業証書伝達式が実施されたのは医学部だけで、しかも式は午前10時開始予定であったが、ほぼ全員が集合した9時30分過ぎから時間を繰り上げて挙行されるなど、妨害を避けるための対応がなされた。工・理・教育の3学部は学科別に、法文学部は教務係が証書を手渡したが、いずれの学部でも学生の妨害を懸念してごく短時間のうちに終わらせた。薬学部では市内のホテルで開かれた卒業生主催の「お別れ式」の席上で卒業証書が伝達された。

3月28日、荒木学長事務取扱が健康上の理由により辞任を申し出て、後任に忽那医学部教授が選任された。以後しばらくは、忽那学長事務取扱を大学側代表とし、学生との話し

合いが進められた。

1969(昭和44)年度の入学式は4月11日に予定されていたが、2日に開催された評議会において、文部省の正式な承認を受けておらず、教養部をはじめスト続行中の学部があるという理由で忽那学長事務取扱が延期を決定した。11日の当日は全学共闘会議(全共闘)が自主入学式を挙行したが、参加した入学生は100名足らずであった。17日になって大学は、入学式を24日午前10時から熊本市市民会館で挙行すると発表した。だが、全共闘が入学式粉碎の方針を出したことにより市民会館での入学式は混乱が予想されるとして、22日に入学式を中止して当日は各学部で入部式を行うと記者発表した。入部式は予定どおり行われたが、各学部とも数分で式を終了した。しかしその後しばらくは学内の混乱により授業は開始されず、新入生は自宅待機を余儀なくされた。

4月15日、熊本大学教養部ストライキ実行委員会・法文学部ストライキ実行委員会・工学部連絡会議特別委員会(工連特委)・教育学部代議員会特別委員会・薬学部自治会特別委員会・生活協同組合の6者代表は連名で大衆団交を要求した。具体的には、①光熱費の全額国庫負担、②自治規制の撤廃、③公開交渉を原則とし1週間以内に応じること、④これまでの行為を自己批判した上での評議員の総退陣を求めた。

大学側は、この大衆団交を拒否した。これに対し学生側は、同日夕刻に決起集会を開き大学構内デモを行った後、大学本部に乱入し本部封鎖を敢行した。一方、4月22日に熊大全学教官共闘が結成された。翌23日には忽那学長事務取扱が学生に対し退去勧告を行い、記者会見を開いて、工学部スト解除派の動きに非常に期待しており、警官導入は現時点では考えていないと発言した⁵。

大学側は、新入生の授業を開始するため、5月6日から10日にかけて学部別にオリエンテーションを開くこととしたが、6日の開始と同時に教室に入った全共闘がこれをクラス討論に切り替え、生協問題や紛争の経緯などについて説明する事態となり、授業へ向けた取り組みはつまずいた。このため、大学は、同日「熊本大学学生諸君へ(Ⅱ)」を配付し、以下のような大学の立場を表明し、学生に理解を求めた。

- 1 理工地区厚生センターは1972(昭和47)年度より出来るよう努力する。
- 2 水光熱費について、電気料金のうち基本料金は大学側で負担する。
従量電気料および水道料は生協が負担する。
- 3 什器・備品について
理工地区厚生センターの初年度設備としての什器購入費を大学が負担する。(以下略)
交渉方式と今後の議題について
自治規制
自治会については次の条件で公認する
(1) 大学教育の目的にそったものであること。
(2) 所属学生の総意を結集したものであること。
(3) 規約、選挙結果、執行部名簿を提出する。(以下略)
大学の態度
これにのぞむ大学の根本的態度はあくまで、自主的に進み、権力の支配には一切屈するものではない。(以下略)

学生側は、自治会の条件とした「大学教育の目的」という文言が不明確であり、いかなる活動も「目的に反する」とされ弾圧の理由になるとして、4月30日、工連特委は工学部長に対し、①3月13日、18日及び4月22日付の声明を白紙撤回すること、②水光熱費に関する工学部長の見解について、③今後の学部における交渉権についての3項目について団体交渉の申し入れを行った。

工学部は、5月8日の午前10時から教授会を開催し回答の1日延期を申し入れたが、これを不服とした学生側が本館2階の会議室に押しかけ、20名近い教官をかんづめ状態にしてしまった。翌日の午前1時になってようやく12時間の休憩となり、午後1時から交渉が再開されたが、午前4時頃に黒田学部長と轟一郎、堀内清治の両教授が衰弱し、救急車で医学部附属病院へ搬送された。

9日の午後3時から再開された交渉で、大学側は大衆交渉を拒否する回答文書を手渡し、その説明を行ったが、学生側はこれに反論し続けた。午後5時になり本里義明学部長代理が説明会打ち切りを宣言したが、学生側は納得せず、あくまで団体交渉を要求した。7時30分には学部長代理が説明会打ち切りを再び宣言し、学生に退去を求めた。

午後10時30分となっても工学部教官、学生双方とも従来の主張を変えず、交渉は2日目に入った。この事態を見守っていた大学側は、このままでは生命に危険が及ぶと判断し、2日目の午前2時に機動隊の出動を要請した。県警は午前4時までに750人の機動隊を出動させ、5時過ぎに教授陣を救出、続いて本部の封鎖を18日ぶりに解いた。その後も機動隊は、約100人を大学構内に常駐させ警戒態勢を敷いた。

忽那学長事務取扱は機動隊導入について、10日午後2時から熊本市市民会館会議室で記者会見し、「軟禁された工学部教授の生命に危険があると判断し、紛争解決にはむしろマイナスだと思ったが、機動隊を導入した」と語った。機動隊導入が学生や一部教官の反発を招き事態を更に悪化させることも予想されたが、救出方法がほかになく、あくまで人命第一の措置であるとした⁶。

機動隊の導入に対して、学生側は11日抗議デモを行った。教官の間でも学部長会議や評議会に諮らずに決定したことへの批判が起り、13日に教官有志（30名）による抗議声明が出された。

工学部では、これに先立つ5月26日、反対する学生の妨害によって授業再開が不可能となった。27日午後4時からはストライキ体制の賛否を問う工学部集会が開かれ、両派の激しい論戦の末に行われた投票では、スト続行支持244に対しスト解除271という結果となり、29日午前2時過ぎにスト解除が採択された。

これに対し全共闘側はバリケード封鎖を決議し、工学部1号館を封鎖、授業や勤務のため入館しようとした教職員・学生を実力で排除した。大学側は、立てこもっている学生に対し退去勧告を行い、教職員の手で封鎖の解除を試みた。

工学部では1号館が封鎖されたまま、6月3日から新入生以外の授業が再開された。教養部連盟は「スト解除、全共闘はわれわれ学生の退去命令に従え」というビラを貼り出した。4日には法文で4年生が中心となってスト解除派だけの集会が開かれ、更に薬学・教育の両学部でもスト解除の署名運動が行われた。

これらの動きを受け、6月4日に工学部スト解除派学生による全学的な工学部封鎖抗議集会が開かれ、同日に工学部のスト解除が決議された。また、混乱を避けるため、工学部

では期末試験をレポートに切り替えた。

6月23日、スト解除派である工学部クラス連合の学生約250名が集会を開き、午前10時30分、忽那学長事務取扱及び黒田工学部長あてに機動隊導入の要望書を出した。午後4時30分には、工学部教職員が1号館の自主排除を試みた。翌24日午前9時30分、工学部教授会は、「われわれはこれまで10数回にわたる自主排除のころみの経験により、もはや排除の方法は外部の力にたよるほかないとの結論に達した」との決議を学長事務取扱に提出した。25日には工学部助講会・助手会・事務職員会・教室職員会が工学部教授会の要望書に賛同する要望書を学長事務取扱に提出し、同日午後1時頃からは教職員・学生による自主排除が開始された。しかし、全共闘側の放水・投石・火炎瓶などによる抵抗で一時中断、午後4時30分に再び自主排除に乗り出すものの投石が激しく30分で中止した。このような自主排除の試みは7月2日まで続けられたが、同日午後6時をもって自主排除は断念された。こうして4日午前5時55分、機動隊2個大隊600人が工学部に到着、学生に退去を命じた後の6時10分から排除を開始し、11時47分までに完了して全員が引き揚げた。

一方、機動隊導入に抗議する街頭デモが同日午後から行われ、教養部ではスト賛成派が教養部本館封鎖の方針を決定し、解除派は投票により決定すべしと主張した。同日深夜には全共闘が赤門を封鎖した。法文学部では同日深夜に学部本館入口が封鎖され、7月31日までの期限付ストに入った。

この機動隊導入が工学部1号館にとどまらず、学生会館の搜索やその周辺の検証に及んだことから、7月5日には教官有志による「抗議声明」が出され、紛争の長期化を招くのではないかと懸念する声もあがった。これに対し学長事務取扱は、7日に「七月四日の事態について」という声明を発表し、教育・研究の自由と職務の遂行を阻害するこの事態をこれ以上延引できないと判断し警察隊の出動を要請したこと、学生会館の搜索と検証については暴力行為被疑事件であるのため大学としては拒否できないものであったとして学生に理解を求めた。

7月7日から授業が再開されていた薬学部では、スト解除派によるスト続行賛否投票が行われたが、投票数が過半数に達せず、解除は見送られた。

教育学部と教養部では、7月14日から16日にかけて教職員が学部本部前に座り込み、学生側の封鎖を阻止する方法がとられた。

他方、医学部無給医会は、大学法案反対と無給医全員の有給化を要求して診療拒否に入った。

7月22日、医学部では旧2年生を仮進級させて専門課程の授業が再開され、工学部でも旧1年生を仮進級させて授業を再開した。法文学部では同日、3年生のスト解除派がスト解除を宣言し、学部に授業再開を要求することを決定した。

教養部では25日に教養部スト実行委員会との団体交渉がもたれた。学生側は、教養部教官会が大学立法、機動隊導入反対の立場に立っているなら授業開始ということにはならないと主張して、授業開始の白紙撤回を要求したが、教養部はこれに反対したため議論は平行線のままで、午後11時頃に教官側は退席した。一方、学生側は教養部本館玄関などをバリケード封鎖した。

7月26日、新入生から出されていた学生の交渉権・団体権に関する公開質問状に対し、大学側は「学生が大学当局と交渉する権利は保障されていない」との見解を示した。

8月1日、法文学部の封鎖が自主的に解かれ、赤門前のバリケードも職員の手によって撤去された。4日に緊急部局長会議が開かれ、会議後の記者会見に臨んだ忽那学長事務取扱は、「熊大紛争は収拾の方向に向かっており、あくまで自主解決に向けて努力し、文部大臣への紛争報告はしない」と発表した。なお、その後8月8日になって、スト続行中であった法文学部は11日に、教養部は20日に、それぞれ授業を再開する方針を決定した。

一方、教育学部では、21日に学生運動の拠点となっていた319号室を教職員が実力排除したが、反発した学生により翌日には同教室がバリケード封鎖される事態になった。その後も撤去とバリケード封鎖が繰り返され、最終的にバリケードが撤去されたのは翌1970(昭和45)年2月25日のことであった。

こうして大学側と学生側の対立はようやく沈静化し始めたが、対立そのものが解消されたわけではなかった。

その第1の争点は学長選挙であった。柳本学長の辞職後しばらくは正式な学長選挙が行われず、学長事務取扱を選任して紛争解決にあたってきたが、紛争が一段落した後は、直ちに学長選挙が行われることになった。こうして9月6日、忽那学長事務取扱は、熊本大学評議会において学長選挙の日程を9月11日公示、10月2日投票と決定したとし、これまでの学生との約束事項と大学改革を推進するためにまず学長選挙を行うべきとする「学長選挙について」の声明を出した。その後、9月18日に学長候補者の選挙が実施され、25日に適任者推薦委員会が発足し、26日に候補者5名が承認された。これに対し全共闘側は、この動きを忽那体制の総仕上げと見立て「学長選粉砕」「忽那新学長登場粉砕」といった忽那批判のビラを配り、学長選挙阻止の動きに出た。同じく26日には生協職員が無期限ストライキに入り、30日には法文学部にバリケードが築かれた。

投票前日の10月1日となり、大学側は学長選挙を郵送選挙としたが、この日の午後11時、武装した学生が鉄パイプや投石により本部の窓ガラスを破壊、工学部1号館前では制止に入った職員と衝突した。更に理学部にも乱入して負傷者を出した。2日午前零時には薬学部本館での職員との小競り合いにより職員7名が重軽傷を負い、衝突の拡大を防ぐため、500人の機動隊員が待機する事態となった。

開票は10月4日に行われ、立候補した忽那学長事務取扱・六反田藤吉医学部長・河原畑正行法文学部教授・荒木雄喜教育学部教授・福井弘工学部教授の5名の候補とも過半数に達せず、忽那学長事務取扱と六反田医学部長の間で郵送による決選投票が行われた。8日午前10時から開票された結果は、有効投票数320票のうち六反田教授168、忽那学長事務取扱152票となり、第1回投票で1位であった忽那学長事務取扱を逆転して六反田教授が学長に選出された。しかし六反田教授が医学部教授としての責任を果たしたい、また、医学部改革のために尽力したい等の理由で学長辞退を表明したため、評議会は再三にわたって説得にあたり、11日になって「いつまでも辞退し続ければいろんな方面に支障をきたす」として学長就任を受諾した。同日午後1時から開かれた評議会でこれを正式に了承し、直ちに文部省に学長就任の手続きをとった。柳本学長の辞任以来、学長の就任は7ヵ月ぶりのことであった。

生協との紛争は、学生運動が収まった後も続いた。大学側は、生協が不当な要求を続けるのみならず、建造物の破壊や教職員への暴行など目に余る行為があるとして、1970(昭和45)年3月31日をもって大学の施設・設備の使用禁止を命じ、大学構内からの退去を通

告した。しかし、生協側はこの通告を無視して、1970年度も営業を続けた。こうして生協との関係がこじれる中、大学側は生協に代わるものとして、教職員と学生のためとして黒髪南及び北地区に食堂の建設を決めた。ところが、この建設に対し生協側が妨害行為を行ったことから、大学側は、管理運営上生協の不法行為を無視できないとして、1970年7月13日付で熊本地方務局長宛に訴訟依頼書を提出し、同年12月熊本地方裁判所に「動産引渡並びに家屋明渡請求事件」の民事訴訟を起こした。これ以降も生協問題は長期にわたって本学の管理運営上最大の問題となった。

北地区食堂は、財団法人学校福祉協会の手で1971(昭和46)年2月8日の昼食時から営業を開始、2階の喫茶部と特別食堂も4月から営業を始めた。しかし、これに反対する学生によるペンキでの落書きや建物破壊が続き、逮捕者を出すに至ったため、大学側は毎週土・日曜日に課長1名と事務局、学生部職員とで警戒にあたった。

民事訴訟の判決を目前に控えた1976(昭和51)年2月26日の評議会において、判決が大学の主張を全面的に認めるものでないときは、早急に評議会臨時特別部会の審議、法律専門家への諮問、弁護士・法務局及び文部省との協議を行い、控訴の可否についての結論を評議会に提言することを決めた。続く3月23日の評議会では、判決が言い渡される同月29日に評議会臨時特別部会を開催、翌30日に臨時評議会を開くことを決めた。

3月29日、生協裁判の判決が下り、訴訟提起後に模様替えした部分の明け渡しと水光熱費についてはほぼ大学側の主張が認められたが、生協の使用許可の撤回は認められなかった。これを受けて生協側は大学との交渉再開を要求したが、大学側は4月2日に臨時評議会を開いて対応を協議した。この席で学長から、各部局の意見を集約すると控訴やむなしとする意見が大多数であり、その方向で対処していきたいとの発言があり、最終的には法務局及び文部省との協議の必要があるため公表をしないよう要請があった。なお、今後の公式見解の発表は臨時特別部会の松山公一委員長が行うことが了承された。そして、法務局及び文部省との協議の結果、4月12日に判決を不服として福岡高等裁判所に「動産引渡並びに家屋明渡請求事件」の控訴状を提出した。

その後、控訴審は大学及び生協双方の証人尋問がほぼ終了するところまで進捗していたが、1980(昭和55)年1月31日に行われた第15回口頭弁論において、裁判長から双方に対して和解勧告がなされた。この和解勧告については事前に大学に対して諾否の打診があり、1979(昭和54)年12月21日の評議会でも勧告に応じることとしていたため、大学はこの和解勧告を即座に受諾した。また、生協側も勧告を受諾したことにより、福岡高等裁判所において和解交渉が行われることとなった。

第1回目の和解交渉は1980(昭和55)年2月29日に行われた。その後も交渉が重ねられ、1984(昭和59)年10月1日の第20回目の交渉ではほぼ合意に達し、裁判所案が提示されることになった。こうして示された裁判所の和解条項(案)の大略は、次のようなものであった。

生協が占有している物件を原状回復の上、昭和60年1月12日限り明渡す。

生協は大学に対して、元金、遅延損害金、延納利息等合計金3602万0373円の債務を負担する。管理運営に関しては、

- 一 熊本大学生生活協同組合(以下「生協」という。)は、消費者生活協同組合法に則り、協定款に定める事業のみを行う。
- 二 生協は、熊本大学(以下「大学」という。)の教育研究が円滑に行われるよう次のことを

遵守すること。

- (1) 大学の施設及び物品を使用しようとする場合は、事前に文書により申請し、大学の許可を受けること。
- (2) 大学に対する要望は、生協の代表者が学生部を通じて行い公開交渉はしないこと。
- (3) 大学構内で行う集会並びに掲示等については事前に文書により申請し、大学の許可を受けること。ただし、大学は生協の定款に定める事業活動に支障のないよう配慮すること。
- (4) 大学構内において、教育研究の環境を乱す一切の行為をしないこと。

大学側はこれを受けて10月8日に臨時評議会を開き、事柄の重要性に鑑み、各学部教授会の審議を経て次回評議会で和解案についての了承を得ることとなった。

そして10月29日の第21回交渉で双方が同意して和解が成立し、11月13日付で福岡高等裁判所書記官から和解調書の送達を受けた。こうして14年にわたる生協裁判は終結した。

第2節 紛争の余波

1970(昭和45)年8月に一応の収拾を見た大学紛争は、その後いくつかの問題を残した。その1つが自治会再建問題である。本学では発足以来各学部自治会が組織されていたが、一部の学部では活動を停止した状態であった。それが紛争を契機として活動に向けた動きが起こり、1972(昭和47)年7月頃から運動が活発化した。教養部では12月8日に中央講堂に約600名の学生を集めて学生大会を開き、教養部自治会結成を宣言した。法文学部では12月13日、法文学部第233番教室に学生約250名が集まり、自治会結成を宣言した。また、教育学部も同日、第219番教室に学生約270名が集結し、自治会結成を宣言した。これに対し学生部は、学部ごとに公認の取り扱いが異なるのは望ましくないとして、次のような基準を定めて対応することになった。

- ①大学教育の目的に沿ったものであり、所属学生の総意による団体であること。
- ②自治会規約、選挙結果、執行部名簿を提出させ、学部においてこれが妥当であるかどうか十分検討すること。
- ③自治会は法律的な交渉権を有するものではないことを確認し、協議可能な問題についてあらかじめ限定しておくこと。
- ④自治会に課外活動費の一部又は全部を渡すか否かは、自治会が学部単位の体育・文化行事を行うか否かによる。

この基準案は12月22日の第297回評議会です承され、これに基づいて学生の自治会結成に対応することになった。

教養部では自治会公認をめぐり、1973(昭和48)年1月13日から19日まで教養部前庭にテントが張られ、ハンガーストライキが行われた。学生部では教養部の依頼により学校医を派遣して診断を行おうとしたが、13日を除き拒否された。1月23日には教養部・法文学部・教育学部の各自治会、医学部学生会、理学部連絡会議及び文化部会の6団体が、課外活動費の引き渡しと学生会館の整備について学生部長あてに交渉を申し込んだ。学生部は、これらの団体が公認されていないこと、責任者が不明であるという理由から回答を行わなかった。

その後も各学部に対して自治会創設の要求が出されたが、大学側との認識の開きが大きく、両者の対立は激化した。教養部では1973（昭和48）年12月1日からストライキに入り、4日午後3時過ぎには教養部自治会の学生が公開交渉を前提とした予備交渉を要求して学部長室を占拠した。これに対して6日の午後から文書の揭示及び評議員や学生部委員などによる退去勧告と排除を試み、11日には教官及び事務官とで学生を排除した。しかし、30名程度の学生が結集して、同日午後6時頃に学部長室を再占拠した。その後学生は15日午後10時30分頃に自主退去した。

大学側は、占拠に参加したことが確認された学生9名に対し戒告処分を行ったが、この中に法文学部の学生が2名含まれていたことから、処分撤回を求めた法文学部が5月24日から時限ストに入った。

一方、本学には黒髪町宇留毛に学生寮（1944～60年建設）、京町の附属学校内に女子寮（1937～48年建設）、工学部内に工友寮（1933年建設）の3つの学生寮があったが、いずれの寮も建築からかなりの年数が経過して老朽化が進んでいた。特に宇留毛の学生寮は、雨漏りやシロアリの害に悩まされていた。そのため1972（昭和47）年には女子寮と工友寮を宇留毛の学生寮敷地に集めて新築する計画が持ち上がったが、その発端は、寮が老朽化したために入寮希望者が年々少なくなり、寮を運営していくための寮生1人当たりの負担額が増えて困るという寮生代表からの申し出からであった。以後1974（昭和49）年5月までに学生部と寮生代表との話し合いが数十回もたれたが、その間の1973（昭和48）年1月には、届け出制を主張する寮生と学生部長権限を主張する学生部との間で入退寮選考権と経費の負担区分が問題となった。これについて大学側は大筋で届け出制を認め、負担区分は折半するとの合意案が一旦まとまったが、文部省への予算要求は合意案では通らないことが判明した大学側はこの合意案を撤回することとなった。同年5月14日、大学側はこの件に関する説明会を開いたが、学生部長との団体交渉を求めた学生側が会場に押しかけ、機動隊が導入される騒ぎとなった。

その後も両者の話し合いは継続されたが、主張が対立し結論を得るに至らなかった。その間にも寮の老朽化が進み、特に学生寮のうち第1、第3棟の傷みはひどく、この棟での生活は危険な状態にまでなった。このため、1975（昭和50）年度の募集人員を71名に減らした。学生寮への入寮者はその前年が47名で、古くなった寮の評判は芳しいものではなく、このことは1975年の入寮状況からも窺える。特に学生寮の入寮率は40%、工友寮も50%をわずかに超える程度で、比較的入寮生の多い女子寮でも全室が埋まっているわけではなかった（表1）。

寮の新営計画が進展しなかった原因は、文部省の基準と大きくかけ離れた大学の要求内容が認可されないことにあった。つまり、学生の自主的管理は認められないということである。また、新営予算要求に際しては大学の学寮規則を添付しなければならなかったが、

表1 1975年の学生寮の入寮状況

寮名	定員	実員	入寮率(%)
学生寮	306	126	41.2
女子寮	80	67	83.7
工友寮	87	46	52.8
計	473	239	50.5

本学にはその規則が制定されていなかった。本学の学生寮はこれまで寮生が作った自治規約で運営されてきたという経緯があり、寮生側は既得権としての寮生自治を主張した。これが国有

財産管理の責任の考え方と合致しなかったのである。しかも、新制大学として発足した後も、学寮は各寮の母体となった前身校ごとにその伝統を引き継ぎ独立した運営がなされており、大学としての統一的な学寮運営がなされていなかった（表2）。

表2 各学生寮における経費の負担区分

寮名	電気代		水道代		備考
	大学	寮生	大学	寮生	
学生寮	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	不足分は大学負担
女子寮	60円	70円	左の金額に含む		同
工友寮	3分の1	3分の2	0円	10円	同

このような現状を踏まえ、学生部では、学寮の合理化を図ることとして3つの地域に分散した学寮を1ヶ所に統合し人件費を節約するとの案が出されたが、女子寮と男子寮が統合されることへの賛同が得られず、工友寮も現在地に固執したためこの案ではまともななかった。

学生部は1975（昭和50）年3月に「学寮問題について」の答申を出し、前述した学寮の問題点を指摘し、早急に将来計画を立てるべきと提案した。これを受けて学長は、同年5月22日の第329回評議会において、学寮を将来どうするかは評議会の問題であり福利厚生の問題でもあるので、評議会第三部に審議を付託したい旨を提案し了承された。

1976（昭和51）年6月4日、評議会第三部会は、「大学の大量化現象に伴い、学寮を大学教育の一環としての人間形成の場と考えることは不可能になっているが、経済的に困窮している、あるいは熊本に不案内な学生（大学院生・留学生）の不利な条件を軽減する必要がある。ただ、学寮が老朽化しており、新築ないし移転する必要がある」という検討結果を示した。これに基づき、7月14日の評議会において学生部に新寮設置計画案作成が付託され、同部では具体案の検討に入った。

1976（昭和51）年10月25日、学生部において学寮部委員会と寮生代表者との第1回目の話し合いが行われた。その後1年7ヵ月にわたり12回の話し合いが続けられ、1978（昭和53）年3月27日には新寮建設計画案を寮生側が了承し、その早期建設を要望した。

また、同年9月11日の評議会において、1979（昭和54）年度の学生寮新営工事予算が決定した場合に学生寮の管理運営に万全を期すため「熊本大学寄宿舍規則」及び「熊本大学寄宿舍運営委員会規則」を制定することが了承された。これによって全学統一の寮費負担が実現した。

新営第1期工事は、1979（昭和54）年7月までに旧寮を解体した後に本体工事が着手され、男子棟（収容人員100名）、女子棟（収容人員80名）及び管理棟が建設された。新築の寮ということで入寮希望者が増え、入寮者は男子100名、女子80名、旧寮15名の計195名となり、募集定員どおりの学生が入寮した。

一方、学生寮以外の問題として、学生会館問題があった。大学紛争が一応の沈静化を見た後、大学側は学生に対し学生会館の明け渡しを要求して熊本地方裁判所に提訴し、生協が退去するまで学生会館の整備は行わないこととした。そのため学生会館は荒れ放題となり、学生や教職員の一部から批判が起こっていた。そこで大学側は1972（昭和47）年度から、各サークル学生代表と今後の学生会館利用について再検討することになり、同年6月5日に初会合が開かれたが、管理運営権を学生に移譲せよとする学生側とそれを拒否す

る大学側との溝は、その後の話し合いでも埋まらなかった。

1978(昭和53)年になり、学生部委員会から、係争中以外場所については可能な範囲で補修を行い、一般学生が正常に活用できるよう厳正な管理下に置くべきであるとの意見が出された。また、臨時特別委員会においても、係争中以外の部分で不正常な状態に置かれている部分は、生協裁判に支障をきたさないよう十分配慮して補修すべきという結論が出された。この件は同年6月の評議会に報告され、8月から学生会館の補修工事に着手することとなった。工事開始にあたっては、同月24日の午前8時30分から全学教職員120名の協力を得て、学生が不法占拠した部分の強制撤去を行った。その後も心配もされた学生による妨害行為はなく、工事は完了した。

1980(昭和55)年8月に一応の収拾を見た熊本大学紛争は、本節で述べたようにその後も自治会創設、学生会館、学寮の運営方法等で大学当局と学生との間で意見の対立が見られたが、紛争に発展することはなかった。学生会館補修工事完了後も同館の管理運営をめぐって大学側と学生との間にトラブルが生じることはなく、大学の管理運営は正常化していった。

注

- 1 草原克豪『日本の大学制度』（弘文堂、2008年）126・127ページ
- 2 『熊本日日新聞』1969年2月1日記事
- 3 『熊本日日新聞』1969年2月3日記事
- 4 『熊本日日新聞』1969年3月15日記事
- 5 『熊本日日新聞』1969年4月24日記事
- 6 『熊本日日新聞』1969年5月11日記事